

広島市生活支援体制整備地域支え合い協議体運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市生活支援体制整備事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第5条第2項第3号に規定する「地域支え合い協議体」の組織及び運営等について、実施要綱に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 地域支え合い協議体は、実施要綱第5条第5項各号に掲げる事項を所掌する。

(構成)

第3条 地域支え合い協議体は、実施要綱第5条第6項に掲げる者及び団体等（以下「構成員等」という。）をもって構成する。

2 市長において必要があると認めるときは、学識経験者及び高齢者福祉に知見を有する関係団体等を構成員等に加えることができる。

(運営)

第4条 地域支え合い協議体は、実施要綱第4条第2項第3号に規定する地域支え合いコーディネーターが招集する。

2 地域支え合い協議体において必要があると認めるときは、構成員等以外の者に出席又は資料の提出を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 地域支え合い協議体の庶務は、実施要綱第3条の規定に基づき生活支援体制整備事業を受託し、地域支え合いコーディネーターを選任した者において処理する。

(個人情報等の保護)

第6条 協議体の構成員等は、協議体の活動を通じて知り得た情報を他に漏らしてはならない。協議体の構成員等でなくなった場合も、同様とする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、地域支え合い協議体の運営に必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。